



四万十町教育長告示第10号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年8月26日

四万十町教育長 山脇 光章



四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年四万十町教育長告示第3号）を次のように改正する。

第1条中「経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、四万十町が」を「経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、」に、「支給し」を「支給することにより」に、「に資する」を「を図る」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（受給資格）

第2条 援助費の支給を受けることができる者は、国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）
- (2) 次のいずれかに該当する者（以下「準要保護者」という。）
  - ア 当該年度又は前年度において生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者
  - イ 当該年度又は前年度において地方税法（昭和25年法律第226号）に定める次のいずれかの措置を受けた者
    - (ア) 同法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税
    - (イ) 同法第323条の規定による町民税の減免
    - (ウ) 同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免

(エ) 同法第367条の規定による固定資産税の減免

ウ 当該年度又は前年度において国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免措置を受けた者

エ 当該年度又は前年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者

オ 当該年度又は前年度において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者

カ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者

キ 世帯全員の所得（当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得をいう。）の合計額を需要額（特別支援教育就学奨励費の算定に用いる需要額をいう。）で除した数が1.3以下の者

ク その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者

- 2 第5条の規定による受給資格の認定後、保護者等が本町から転出した場合であっても、引き続き当該児童等が四万十町立小学校又は中学校に就学しているときは、保護者等が転出した年度内に限り、援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。

（援助費）

第3条 援助費の費目及び支給額は、教育長が別に定める。

第4条第1項中「者」を「保護者等」に、「指定する学校長（以下「当該学校長」という。）」を「当該児童等が就学する学校長（未就学の児童等にあつては、就学予定の学校長）」に、「するものとする」を「し、援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）を受けなければならない」に改め、同条第2項中「児童・生徒」を「児童等」に、「算定」を「確認」に、「資料等、必要書類」を「資料その他認定に必要な書類」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

（認定）

第5条 教育長は、前条の申請があつたときは、当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査により認定を行い、その結果を当該学校長に通知する。

2 前項の通知を受けた学校長は、すみやかに保護者等に通知するものとする。

3 第1項の認定を行う日は、当該年度の4月1日（年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日）とする。ただし、本町に転入し、かつ、四万十町立小学校又は中学校に転入学した者の保護者等の申請については、転入学した日に認定を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、就学予定の児童等に係る認定は、就学前の3月1日

に行うことができる。

(援助費の支給方法)

第6条 援助費は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関の口座（医療費にあつては、医療機関からの請求に基づき医療機関が指定する口座）に振り込むものとする。

2 前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及び返納について受給者の委任を受けた場合は、学校長又は教育委員会事務局学校教育課長に支給することができる。

第7条第1号中「または」を「又は」に改め、同条第2号中「に基づく」を「による」に、「または」を「又は」に改め、同条第3号中「他」を「ほか」に改める。

第8条中「した場合」を「すると認めたときは」に、「一部」を「全部」に、「全部」を「一部」に改め、同条第1号中「第2条に規定する要件を欠くことになった」を「当該認定の要件を欠いた」に改める。

第9条中「後」の次に「において」を加え、「または」を「又は」に、「児童・生徒」を「児童等」に、「これ」を「当該援助費」に改める。

第10条中「別に」を「、別に」に改める。

別表1を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、<u>経済的な理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対し、就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給することにより、義務教育の円滑な実施を図る</u>ことを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、<u>国公立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒（就学を予定する児童又は生徒を含む。以下これらの者を「児童等」という。）の保護者又は保護者に代わる者（以下これらの者を「保護者等」という。）であって、町内に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第13条の規定</u>による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当する者</u>（以下「準要保護者」という。）</p> <p><u>ア 当該年度又は前年度において生活保護法に定める教育扶助の廃止又は停止の措置を受けた者</u></p> <p><u>イ 当該年度又は前年度において地方税法（昭和25年法律第226号）に定める次のいずれかの措置を受けた者</u></p> <p><u>(ア) 同法第295条第1項の規定による市町村民税の非課税</u></p> <p><u>(イ) 同法第323条の規定による町民税の減免</u></p> <p><u>(ウ) 同法第72条の62の規定による個人の事業税の減免</u></p> <p><u>(エ) 同法第367条の規定による固定資産税の減免</u></p> <p><u>ウ 当該年度又は前年度において国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の減免措置を受けた者</u></p> <p><u>エ 当該年度又は前年度において国民健康保険法（昭和33年法律第192</u></p>	<p>四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱 (目的)</p> <p>第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条及び学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第24条の規定に基づき、<u>経済的理由によって義務教育を受けることが困難な児童・生徒の保護者に対して、四万十町が就学に必要な経費（以下「援助費」という。）を支給し、義務教育の円滑な実施に資する</u>ことを目的とする。</p> <p>(受給資格)</p> <p>第2条 援助費の支給を受けることができる者は、<u>四万十町立小学校若しくは中学校又は四万十町立以外の国・公立の小学校若しくは中学校に在学している児童・生徒の保護者若しくは、保護者に代わる者（以下「保護者等」という。）で、四万十町内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</u></p> <p>(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）<u>第6条第2項</u>による教育扶助を受けている者（以下「要保護者」という。）</p> <p>(2) <u>四万十町教育長（以下「教育長」という。）が別表1の認定基準に基づき、要保護者に準ずる程度に困窮していると認定した者（以下「準要保護者」という。）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>号) 第77条の規定による保険料の減免又は徴収猶予の措置を受けた者</u>  <u>オ 当該年度又は前年度において児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給を受けた者</u>  <u>カ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた者</u>  <u>キ 世帯全員の所得（当該年度又は前年度に納付すべき都道府県民税及び市町村民税の課税の基礎となった所得をいう。）の合計額を需要額（特別支援教育就学奨励費の算定に用いる需要額をいう。）で除した数が1.3以下の者</u>  <u>ク その他就学援助を必要とする者で、教育委員会が当該学校長及び民生委員の意見を聴いて認める者</u></p> <p>2 第5条の規定による受給資格の認定後、保護者等が本町から転出した場合であっても、引き続き当該児童等が四万十町立小学校又は中学校に就学しているときは、<u>保護者等が転出した年度内に限り、</u>援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 <u>援助費の費目及び支給額は、教育長が別に定める。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 援助費の支給を受けようとする<u>保護者等</u>は、毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、<u>当該児童等が就学する学校長（未就学の児童等にあつては、就学予定の学校長）</u>を経由して教育長に提出し、<u>援助費の受給資格の認定（以下単に「認定」という。）</u>を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>児童等</u>と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が<u>確認</u>できる<u>資料</u><u>その他認定に必要な書類</u>を添付しなければならない。</p> <p>(認定)</p>	<p>2 第5条の規定により受給資格の認定を受けた後、保護者等が<u>四万十町外</u>に転出した場合であっても、引き続き当該<u>児童・生徒</u>が四万十町立小学校若しくは中学校に<u>在学</u>しているときは、<u>その年度内に限り</u>援助費の支給を受けることができる。ただし、転出先の市町村と重複しての受給はできないものとする。</p> <p>(援助費)</p> <p>第3条 <u>教育長は、援助する費目、支給額、支給時期及び対象学年について援助（以下「援助費」という。）を行う。</u></p> <p>2 <u>援助費の各費目の支給額は、予算の範囲内において、教育長が別に定める額とする。</u></p> <p>(申請)</p> <p>第4条 援助費の支給を受けようとする<u>者</u>は、毎年度、就学援助費申請書に必要事項を記入し、<u>指定する学校長（以下「当該学校長」という。）</u>を経由して教育長に提出するものとする。</p> <p>2 前項の申請書には、<u>児童・生徒</u>と生計を一にする世帯全員の前年の所得額が<u>算定</u>できる<u>資料等、必要書類</u>を添付しなければならない。</p> <p>(認定)</p>

改正後	改正前
<p>第5条 教育長は、前条の申請があったときは、<u>当該申請に係る書類の審査その他必要に応じた調査により認定を行い、その結果を当該学校長に通知する。</u></p> <p>2 <u>前項の通知を受けた学校長は、すみやかに保護者等に通知するものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の認定を行う日は、当該年度の4月1日（年度途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日）とする。ただし、本町に転入し、かつ、四万十町立小学校又は中学校に転入学した者の保護者等の申請については、転入学した日に認定を行うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、就学予定の児童等に係る認定は、就学前の3月1日に行うことができる。</u> (援助費の支給方法)</p>	<p>第5条 教育長は、前条の申請があったときは、<u>審査のうえ援助費の受給資格の認定を行うとともに、その結果を当該学校長に対して通知し、当該学校長は、すみやかに保護者等に通知する。</u></p> <p>2 <u>前項の認定を行う日は、当該年度当初の申請にあつては、当該年度の4月1日とする。ただし、年度の途中の申請にあつては、原則として申請書を受理した月の初日とする。</u></p> <p>3 <u>四万十町に転入し、かつ四万十町立小学校若しくは中学校に転入学した者の保護者等の申請については、転入学した日に認定を行なうものとする。</u></p> <p>(援助費の支給方法)</p>
<p>第6条 <u>援助費は、前条第1項の規定による認定を受けた者（以下「受給者」という。）が指定する金融機関の口座（医療費にあつては、医療機関からの請求に基づき医療機関が指定する口座）に振り込むものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及び返納について受給者の委任を受けた場合は、学校長又は教育委員会事務局学校教育課長に支給することができる。</u> (状況変更等の届出)</p>	<p>第6条 <u>教育長は、前条の規定により受給資格があると認定された者（以下「受給者」という。）の指定した金融機関の預金口座に、援助費を直接口座振替により支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>医療費については、医療機関からの請求に基づき医療機関が指定する口座へ支給する。</u></p> <p>3 <u>前2項の規定にかかわらず、請求、受領、精算及び返納について受給者の委任を受けた学校長及び教育委員会事務局学校教育課長に交付することができる。</u> (状況変更等の届出)</p>
<p>第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 保護者の住所<u>又は</u>氏名に変更があつたとき。</p> <p>(2) 生活保護法による保護の開始<u>又は</u>廃止があつたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるものの<u>ほか</u>、就学援助費申請書の記載内容に変更があつたとき。</p>	<p>第7条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく教育長に届け出なければならない。</p> <p>(1) 保護者の住所<u>または</u>氏名に変更があつたとき。</p> <p>(2) 生活保護法に<u>基づく</u>保護の開始<u>または</u>廃止があつたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるものの<u>他</u>、就学援助費申請書の記載内容に変更があつたとき。</p>

改正後	改正前
<p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当<u>すると認めるとき</u>は、認定を取り消し、又は援助費の支給の<u>全部</u>若しくは<u>一部</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>当該認定の要件を欠いた</u>とき。</p> <p>(2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後<u>において</u>、前条の規定により援助費の支給を取り消したとき<u>又は</u>当該<u>児童等</u>の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったときは、<u>当該援助費</u>を返還させることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>別に</u>定める。</p> <p>(削除)</p>	<p>(認定の取消し)</p> <p>第8条 教育長は、受給者が次の各号のいずれかに該当<u>した場合</u>、受給資格としての認定を取り消し、又は援助費の支給の<u>一部</u>若しくは<u>全部</u>を取り消すことができる。</p> <p>(1) <u>第2条に規定する要件を欠くことになった</u>とき。</p> <p>(2) 不正の手段により援助費の支給を受けたとき。</p> <p>(援助費の返還)</p> <p>第9条 教育長は、受給者が援助費の支給を受けた後、前条の規定により援助費の支給を取り消したとき<u>または</u>当該<u>児童・生徒</u>の長期欠席、行事不参加等により援助費を使用しなかったときは<u>これを</u>返還させることができる。</p> <p>(雑則)</p> <p>第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は<u>別に</u>定める。</p> <p><u>別表1</u></p>